

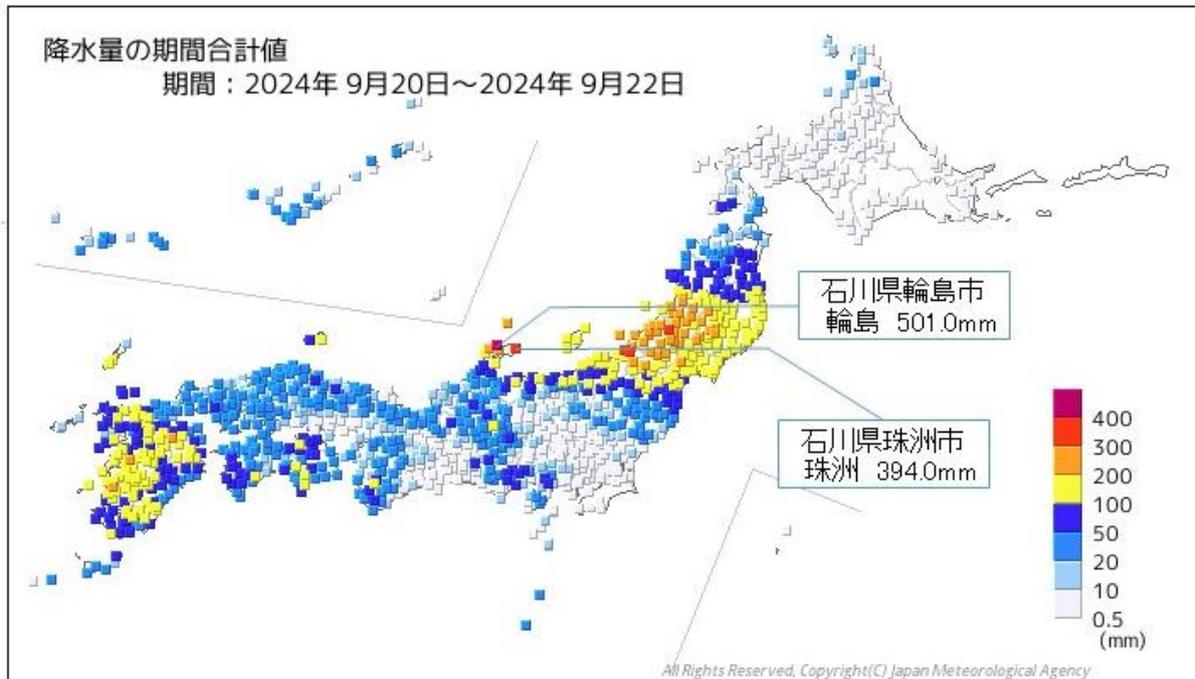
令和6年9月能登半島豪雨を含めた令和6年9月20日からの大雨による被害状況等について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）

1 はじめに

令和6年9月20日からの大雨は、同年1月1日に石川県能登地方で発生した地震からの復旧復興の最中にある能登地方を中心に、大きな被害をもたらしたところである。

本稿では、令和6年9月能登半島豪雨を含めた令和6年9月20日からの大雨による被害状況等について、特に被害が甚大だった石川県での被害及び対応を中心に概略を説明する。



順位	都道府県	市町村	地点名（よみ）	降水量 (mm)
1	石川県	輪島市	輪島（わじま）	501.0
2	石川県	珠洲市	珠洲（すず）	394.0

資料1 降雨量の期間合計値（出典：令和7年版防災白書）

2 大雨の概要

9月20日（金）頃から前線が日本海から東北地方付近に停滞し、21日（土）には前線上の低気圧が日本海を東に進んだ。また、22日（日）には台風第14号から変わった低気圧が日本海から三陸沖へ進んだ。令和6年9月20日から22日にかけて、日本海から本州

付近に停滞した前線や前線上の低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定となり、西日本から東北地方にかけての広い範囲で雷を伴った大雨となった。秋田県では20日明け方に、石川県では21日午前中に線状降水帯が発生した。線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いて、大雨災害発生の危険度が急激に高まり重大な災害の起こるおそれが著しく高まったことから、気象庁は21日に石川県輪島市、珠洲市及び能登町に大雨特別警報を発表した。石川県で大雨特別警報が発表されたのは、今回が初めてである。石川県能登では、21日午前中は猛烈な雨が降り続いて1時間降水量や3時間降水量で観測史上1位を更新した地点があったほか、20日から22日にかけての総降水量が多いところで500mmを超え、平年の9月の月降水量の2倍を上回るなど、北陸地方や東北地方の日本海側では記録的な大雨となった(資料1も併せて参照)。

3 被害の概要

令和6年9月20日からの大雨により、石川県において県管理の28河川が氾濫し、浸水被害が発生した。これらにより、死者は17名(石川県16名(輪島市11名、珠洲市3名、能登町2名)、熊本県1名(大津町))、重傷者は2名、軽傷者は45名となった(令和7年版防災白書)。

住家被害は、全壊が82棟、半壊・一部破損が724棟、床上・床下浸水が1043棟となった(消防庁情報、令和7年1月28日時点)。また、水道については輪島市、珠洲市、能登町で断水が発生し、最大断水戸数は5216戸、電力については北陸電力送配電株式会社管内で最大停電戸数が約6910戸に及ぶなど、ライフラインにも被害が発生した(令和7年版防災白書)。

4 災害救助法の適用

低気圧と前線による大雨に伴う災害により、多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じていることから、令和6年9月21日に、石川県は6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)に災害救助法の適用を決定した。

5 被災者生活再建支援法の適用

石川県は、令和6年10月9日に、輪島市及び珠洲市に被災者生活再建支援法を適用した。

これにより、今後、輪島市及び珠洲市において、住宅が全滅した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の再建方法等に応じて、被災者生活再建支援金が公益財団法人都道府県センターから支給されることとなった。

6 激甚災害の指定

令和6年10月25日に「令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害」を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対し適用措置を指定する政令を、同年10月25日の閣議において決定した。（公布・施行は同年10月30日）

適用すべき措置の概要については、以下のとおりである。

【本激】

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ（過去5か年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ）

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ（過去5か年の実績の平均では農地は86%→96%に嵩上げ）

(3) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）

公立社会教育施設の災害復旧事業に対し2/3の補助

(4) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）

私立学校施設の災害復旧事業に対し1/2の補助

(5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入

【局激】

○適用措置

・・・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。

○対象地域

・・・石川県輪島市

7 豪雨災害の対応における課題と実施すべき取組

「中央防災会議 防災対策実行会議 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」が令和6年11月に公表した最終報告書¹（7-（3）. 地震の被災地に

¹ 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）

において発生した水害への対応)において、豪雨災害について以下の文言が盛り込まれた(資料2も併せて参照)。

○地震被災地におけるリスク情報の共有

【現状と課題】

- ・ 甚大な被害をもたらした本地震からの復興の途上にある被災地を、9月20日から大雨が襲った。被災地の復旧・復興に向け、大変な努力をされてきた奥能登の方々は、今般の大雨により、やっとの思いで入居した仮設住宅が浸水するなど、甚大な被害を受けることとなった。
- ・ 大雨にもかかわらず、地震後の長期の避難生活で避難所が嫌になり、避難所に避難したくないという声も聞かれた。
- ・ 能登は平地が少なく、建設の適地が限られる中、被災された方に一刻も早く住まいを確保するため、やむを得ず、浸水想定区域等内に仮設住宅を建設している事例があった。石川県では、こうした地域でお住まいの方がいざというときに円滑に避難できるよう、市町から居住者に対して、居住地域が災害の発生するリスクの高い地域であることを周知徹底するとともに、早期に避難を呼びかけられるよう、体制を整備している。

【実施すべき取組】

- ・ 避難先や仮設住宅等では、水害のリスクや災害時の避難先・避難経路が住み慣れた地区とは異なることを踏まえ、ハザードマップなどによるリスク情報の周知や避難経路・避難場所のきめ細かな周知を行う必要がある。
- ・ また、周知に当たっては、避難所生活に対する精神的ストレスが避難の阻害要因となることも考えられるため、そのような状況でも避難しなければならないということを訴えけるとともに、安心して避難できる避難所環境を整える必要がある。
- ・ 仮設住宅は、可能な限り安全な場所に建設することが重要であり、事前に公有地など建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成しておくべきである。また、やむを得ず、災害の発生するリスクが高い地域に仮設住宅を建設する場合には、居住者に対し、その旨及び避難経路・場所等について、丁寧に周知徹底を図る必要がある。

○複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援

【現状と課題】

- ・ 大雨災害により浸水被害を受けた輪島市と珠洲市の仮設住宅では、被災者が早期に仮設住宅に戻ることができるよう、復旧に向けた工事が行われている。
- ・ 被災者生活再建支援金の支給や被災した住宅の応急修理等の被災者支援は、罹災証明書が交付される災害ごとに実施することが原則であるが、今回は、能登半島地震により被害を受けた住家の修繕が完了していない状況下で、大雨により更に被害が拡大するケ

ースがあったことから、被害認定調査について、地震により元々生じていた被害も含め一体的に調査できることとし、地震と大雨による被害を別々に調査する従来の方法と併せて、被災自治体がいずれかの方法を柔軟に選択できることについて周知した。また、地域福祉推進支援臨時特例交付金については、地震による罹災証明書に加え、大雨及び地震による罹災証明書において半壊以上と認定された場合も対象としている。

- ・ 能登半島における9月20日からの大雨による災害は、令和6年能登半島地震からの復旧の最中に、同一地域で再び激甚災害が発生した極めて特殊な災害であり、地震により被災した施設の中には、大雨により、その被害が拡大したものも多数あることから、それぞれを個々の災害として捉えるのではなく複合的な災害と捉え、災害査定を一体的に実施していく必要がある。このため、国土交通省では、今回初めて、二つの災害に対して統一した災害査定効率化内容を適用することとし、自治体に通知している。具体的には、設計図書簡素化のほか、書面査定の対象及び現地で決定できる対象の拡大により、査定に要する時間や人員を大幅に縮減し、迅速な災害復旧を支援することとしている。
- ・ 能登半島における9月20日からの大雨により、石川県の塚田川、珠洲大谷川等において、河道埋塞や施設損壊等が発生するとともに、土砂・洪水氾濫等により甚大な被害が生じた。これらの被災箇所については、今後の降雨等により二次災害のおそれが極めて高く、復旧対策に高度な技術を要することなどから、石川県からの要請等を踏まえ、河川法・砂防法に基づく権限代行等の制度を活用し、国土交通省が県に代わって新たに緊急的な河道内土砂撤去等や砂防工事を実施している。

また、能登半島地震後に権限代行等により国土交通省が災害復旧事業による対策を実施している道路、港湾等についても、今回の大雨を受けた被災箇所における災害復旧を実施している。
- ・ 9月20日からの大雨により、多量の土砂、流木、ガレキ等が広範囲に堆積しており、生活や生業の早期再建に向け、宅地・道路等公共土木施設・農地農業用施設に堆積した土砂等を迅速に撤去する必要がある。

このため、国土交通省、環境省及び農林水産省が連携して、撤去に関連する支援制度を一体的に運用することとし、宅地・道路等公共土木施設・農地農業用施設に土砂等が一樣に堆積している場合、市町村が一括撤去し、その費用を事後的に事業間で精算することを可能とするスキームを構築した。
- ・ 大雨による災害廃棄物処理については、令和6年能登半島地震からの復旧の途上において、今般の大雨災害に続けて襲われたことを踏まえ、その迅速・円滑な処理の観点から、特例的に、特定非常災害に指定された令和6年能登半島地震と同水準の財政支援を行うとともに、半壊以上の家屋等の解体を支援対象とすることとした。
- ・ 工場・店舗等の施設や生産機械等の設備の復旧を支援する「なりわい再建支援補助金」

や小規模事業者の販路開拓を支援する「小規模事業者持続化補助金」の支援対象に令和6年9月20日からの大雨による被害も追加することとした。

また、本年1月から運用を開始した日本公庫の令和6年能登半島地震特別貸付による支援対象についても、大雨による被害を追加した。

- ・ 9月20日からの大雨により、奥能登地域においては、農地等に土砂・流木等が堆積し、農作物被害等が発生したほか、地震による被害を受け再建した農業用機械等が、再び被災するなどの被害が生じた。

資料2 (その1) 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今回の特徴を踏まえた災害対応の方向性

【防災対策強化のための基本的な考え方】

- 大規模災害に総力戦で臨むための国民的防災意識の醸成
- 地域防災計画の見直し等による各種計画の実効性の向上
- 災害対応力の底上げに向けた各種制度やマニュアルの整備、習熟、研修、訓練の実施
- 災害対応の効率化・高度化に向けた防災DXの加速、新技術等の活用推進



【能登半島地震の特徴を踏まえた災害対応の方向性】

- 状況把握の困難性や孤立・集落孤立等の地理的特徴や社会的特性を踏まえた災害応急対応や応援体制の強化
- 高齢化地域における災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援の強化
- 大きな被害やニーズ不足を踏まえたNPOや民間企業等との連携の強化
- 将来の人口動態等の社会的特性を踏まえた事前防災や事後的復旧準備、復旧、復興支援の推進

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

1. 人的・物的被害への対応

- 住宅・建築物の耐震化の一層の推進や暫定的・緊急的な安全確保策の推進
 - 住宅・建築物の耐震化の促進に向け、地方公共団体と連携し、補助・税制、融資による各種支援や普及啓発等を強力に実施すべき。
 - 既存の建築物の耐震化の促進に向け、地方公共団体と連携し、補助・税制、融資による各種支援や普及啓発等を強力に実施すべき。
 - 資力不足等で本格的な耐震改修等を行うことが困難な場合についても暫定的・緊急的な安全確保策が講じられるよう取組を推進すべき。
- 液状化（げー）マップ作成を促進し、より実態に即したリスク情報を示すことによるリスクコミュニケーションの充実
- 既存の地震・津波観測施設の更新を含む全国の津波観測体制の強化
- 火災予防のための感震アラームの普及推進や密集市街地の整備改善
- 上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライフラインの強靱化、耐震化、早期復旧の推進
 - 上下水道施設の被害状況の調査や復旧の支援活動を実施するに当たっては、プロジェクト型での支援を実施すべく、国が全体調整を行うとともに、上下水道一体の支援体制を構築、充実すべき。
 - 道路開閉ライフライン復旧作業の連携による復旧加速化に向けた平時からの関係者との連携確保

2. 国・地方公共団体等における災害応急対応

- 災害対応のポイントや留意事項等を整理した災害対応の手引きの作成及び実効性のある訓練、研修の充実
- 孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練
 - 災害時に交通・通信等が途絶して孤立することが想定される地区については、孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるべき。受援計画については、職員への計画内容の周知や、受援計画に基づく訓練の実施等により、受援計画の実効性の確保に取組むべき。
- 政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化
 - (TEC-FORCE、MAFF-SAT、D-EST、通信体制、デジタル体制等)



危険箇所での被災状況調査

3. 被災者支援

- 避難生活を支援する地域のボランティア人材を育成するための仕組みや研修の充実
 - 地域で避難所の運営・生活環境向上に取組む「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備すべき。
 - 避難所運営に関する担い手と連携して地域の避難生活全般に関与する「避難生活支援コーディネイター」及び保健、医療、福祉等の専門的な見識を活かした支援、助言を行う「避難生活支援専門アドバイザー」の育成を図るべき。
- 場所（避難所）の支援から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者・車中泊避難者等も含めて支援
 - 避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、スリア基準も十分に踏まえ指針やガイドラインに反映
 - 学校の体育館への空調設備の設置や、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化の推進
 - 避難所等において速やかな炊き出しを可能とするための調理設備等の整備・備蓄の促進、提供体制の構築
 - 避難所における温かい食事の提供のため、避難所や公民館・集会所等において速やかに炊き出しが可能となるよう、大型のガス設備や燃料をはじめ、調理に必要な調理器具やキッチンカー等の整備・備蓄や提供体制の構築を促すべき。
 - 携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保
 - 自治体による、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ整備、仮設トイレ確保の協定締結等を促進すべき。公共工事で「快通トイレ」を標準化していくとともに、災害時に調達しやすい環境整備を図るべき。高速道路会社のトイレカーを引続き活用するとともに、地方公共団体等におけるトイレトレーラー・トイレカーの導入等を検討すべき。
- 入浴支援を行うNPO等との協定締結等による入浴機会確保や
 - 防災井戸等による生活用水の確保のための平時からの準備
 - 災害時に使用できるシャワー設備、入浴設備の確保、入浴支援を行うNPOや民間通信事業者との協定の締結、避難所と入浴施設間の送迎のためのマイクロバス等の確保など、入浴機会が確保されるよう平時からの準備を促すべき。
- 被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための登録制度の検討
 - 移動型車両・コンテナ等が迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレトレーラー、トイレカー、ランドリーカー、トレーラーハウス等について、平時からあらかじめ登録し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討すべき。



キッチンカー



トイレカー



登録制度

資料2 (その2) 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本的方針（主な「実施すべき取組」）

3.被災者支援

○ 増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉対応の充実、被災者のニーズに応じた岸基型支援の実施（災害ケースマネジメント）等の実施について検討するべき。

○ 災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討

初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援の在り方など福祉的支援の強化に向け検討すべき。また、災害救助法上の救助の種類など、災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討すべき。

在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応や被災しサービス機能が失われた介護施設等における被災者へのケアについて、DWAITの活動範囲の拡大により対応すべき。

DWAIT活動についての各都道府県等のコーディネートネットワーク機能の強化や、初動対応を専門とするチームの育成、装備面の充実等、DWAIT活動に関する制度見直しに向けた検討を進めるべき。

○ 被災地の活動に必要な医療チームの確保や医療器材等の整備を行うとともに、医療コンテナ等を活用した医療提供体制の整備を推進

○ 2次避難者に係る宿泊施設とのマッチングにおけるルール等のマニュアルの整備

2次避難者を行うべき場合やその対象者の整理、ホテル・旅館等の確保、被災者の移送手段の確保、2次避難者についての被災者の意向の把握、被災者の希望を踏まえた、ホテル・旅館等のマッチング、2次避難者先での継続的な支援等について仕組みを検討し、2次避難所運営マニュアル等を整備すべき。

○ 広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について検討

広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について制度改正も含めて検討するとともに、広域避難者等のデータベースについて普及のための取組を進めるべき。

○ 男女共同参画の視点を取り入れた避難所の生活環境の改善

○ 避難所等で被災者支援を行うNPO等への災害救助費等を活用した業務委託に係る手順や具体例の周知

6.多様な主体の連携等による支援体制の強化

○ 応援職員等、インフラ復旧工事従事者、ボランティア等の宿泊場所や活動拠点の確保の在り方について、官民を連携したトレーニング・ハウス、ムーンガハウス等の活用、国の庁舎等の拠点機能の確保を含め検討

○ 都道府県域における官民連携を促進させるため、災害中間支援組織の設置・機能強化の加速化

○ 自治体と民間団体の協定締結の推進及び協定の検証・見直しによる実効性の確保

7.特徴的な災害を踏まえた対応

○ ハリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いた情報収集、民間ドローンの積極活用

○ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）による現場情報等のリアルタイム共有体制の構築

SOBO-WEBを活用して各種被害情報等を位置情報と結び付けるとともに、同システムを中核として、関係機関のシステムと連携を図り、被害情報、避難所、通行可能な道路等の現場の情報を自動的に連携し、リアルタイムで共有される「防災デジタルプラットフォーム」を可及的速やかに構築すべき。

8.引き続き検討及び取り組みべき事項

○ 想定される大規模災害にあらゆる主体が総力を挙げて臨むための、体制や連携の在り方の検討

○ 自助を促すための国民等の意識啓発と共助を促すための連携の在り方の検討

4.物資調達・輸送

○ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料・飲料水・簡易トイレ等の備蓄といった各個人が実施すべき対策の啓発

○ 市町村による避難生活に必要な物資等の十分な備蓄、備蓄状況の国の調査・公表
自治体において、トイレ、食料、パーテーション、段ボールベラ等の避難生活において必要な物資の備蓄を進めるとともに、国においても、その備蓄状況を調査し、公表すべき。

○ 市町村の備蓄状況を踏まえた都道府県による広域的な備蓄の確保

○ 調達・運搬に時間を要するワンク型支援物資の各地域への分散備蓄
パーテーションや段ボールベラ等について、国においても一定量備蓄しているが、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材を含め、より迅速な被災者支援のため、調達・運搬に時間を要するこれらの物資については、各地域への分散備蓄を奨励すべき。

○ ワンク型支援で調達する食品の品目のバリエーションの充実

○ 民間の輸送・物流事業者が有する専門的ノウハウを活かすための、自治体と民間事業者間の事前連携

○ 物資調達・輸送調整等支援システムの改善と訓練等を通じた運用の円滑化

○ 迅速な被害認定調査のためのリモート判定、日本損害保険協会等との連携等

○ 恒久的な活用を含めた仮設住宅の多様な供給手法について整理

○ 公営解体や災害廃棄物処理の円滑化、迅速化のためのマニュアル等の見直し

○ 復興事前準備や事前防災・復興まちづくりの推進

5.住まいの確保・まちづくり

○ 分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい上下水道の復旧・整備

上下水道の復旧・整備に当たっては、復興まちづくり、将来の人口動態など様々な観点から総合的に判断して、被災時の備前確保方法等も検討しつつ、必要に応じて運搬送水や浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき。

○ 地域を支える中小・小規模事業者や農林漁業者の早期のなわい再建や伝統産業・文化を継続するための支援

○ NPOや民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備

（民間の活動団体の登録制度の検討等）

NPO、企業等の民間主体が災害対策に積極的に参加できる環境を整備するため、平時からの連携体制を構築し、災害時支援手順の体系化や民間の活動団体の登録制度を検討するとともに、活動支援を行うべき。

○ 初動対応における空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の小型化や軽量化

陸路進出が困難な場合でも迅速に進出できるよう、空路や海路での輸送に備え、車両や資機材の小型化や軽量化等に関する技術的検討を進めるとともに、部隊の機動性を高めることにも、現地派遣人員等の編成の検討を行うべき。



小型・モジュール化した消防車の輸送

○ 地震被災地で発生する水害に備えたリスク情報のきめ細かな周知、確合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援

○ 令和6年能登半島地震を踏まえた関係府省庁による実装の検討、カテゴリー化による自治体の活用促進、国や民間の技術開発等を推進すべき。

○ 有効な新技術及び方策の活用

今般の大雨被害については、令和6年能登半島地震からの復旧・復興の途上であることを踏まえ、地震・大雨からの一体的な復旧・復興を図る観点から「令和6年能登半島地震に係る農林水産関係・被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」のうち必要な支援を講じた。また、農地・農業用施設や林道・林地荒廃防止施設等については、大雨により、その被害が拡大したものも多数あることから、それぞれを個々の災害として捉えるのではなく複合的な災害と捉え、災害査定を一体的に実施していく必要があるため、農林水産省では、今回初めて、二つの災害に対して統一した災害査定の効率化内容を適用することとし、自治体に通知している。具体的には、設計図書の簡素化のほか、書面査定の対象の拡大や複数の被災箇所を一箇所として査定すること（大括り化）により、査定に要する時間や人員を大幅に縮減し、迅速な災害復旧を支援することとしている。

【実施すべき取組】

- ・ 大雨災害により浸水被害を受けた輪島市と珠洲市の仮設住宅について、被災者が早期に戻ることができるよう、令和6年中を目途に復旧工事を完了させるべきである。
- ・ 災害ごとに被害認定調査を行う従来の方法と併せて、先行する災害により元々生じていた被害を含めて一体的に調査する方法のいずれかを、被災自治体が選択できるなど、被災者が不利益を被らないよう、被害の状況等に応じて柔軟に被害認定調査を行えるようにすべきである。
- ・ 今回の大雨被害を受け、国土交通省等では、令和6年能登半島地震と9月20日からの大雨に係る災害査定の一体的運用を行い、災害査定を大幅に簡素化する取組を行っているが、こうした取組も踏まえ、引き続き、迅速な災害復旧を支援していく必要がある。
- ・ 能登半島における9月20日からの大雨被害も踏まえ、国土交通省が権限代行等により実施している緊急的な河道内土砂撤去等や砂防工事、道路災害復旧事業、港湾災害復旧事業等について、速やかに対策を推進していく必要がある。
- ・ 複合災害の場合、今般の奥能登地域における被害のように、復旧・復興の途上であることが考えられるため、然るべきなりわい再建の支援を検討することが重要である。